

令和5年6月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
東京地方裁判所令和3年(ワ)第29453号 損害賠償請求事件
口頭弁論終結日 令和5年4月11日

判 決

5 [Redacted]
原 告 石川優実 こと 石川由美子
同訴訟代理人弁護士 神 原 元

10 被 告 [Redacted]
同訴訟代理人弁護士 山 口 貴 士
主 文

- 1 被告は、原告に対し、33万円及びこれに対する令和2年2月23日から支
払済みまで年5パーセントの割合による金銭を支払え。
2 原告のその余の請求を棄却する。
15 3 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担
とする。
4 この判決は仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する令和2年2月23日から支
払済みまで年5パーセントの割合による金銭を支払え。

第2 事案の概要

本件は、インターネットの短文投稿サイト「ツイッター」に投稿されたツイ
ートによる不法行為（名誉毀損及び侮辱）に基づく損害賠償請求の可否が争わ
25 れた事案である。

- 1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨

により容易に認められる事実。)

(1) 当事者について

ア 原告は、女性差別に反対するフェミニズム活動家として評価されており、自身が管理する公式ブログのほか、ツイッターなどで社会的な発言をしている。(甲39、40)

イ 被告は、ネット論客として「青識叢論」のアカウント名でツイッターに投稿している者であり、そのフォロワー(以下「被告フォロワー」という。)は約4万人である。(甲4)

(2) 本件討論会について

原告と被告は、令和元年11月16日に、「【石川vs青識】これからの『フェミニズム』を考える白熱討論会」と題する公開討論会(以下「本件討論会」という。)で討論・対談を行った。(甲19・20・42)

(3) 本件各ツイートについて

ア 本件ツイート①(甲5から7まで、乙9・11)

被告は、令和2年2月14日に、ツイッターに以下のとおり投稿した(以下「本件ツイート①」という。)

はい、ラブライブみかん大使炎上未遂についてですが、こちら石川氏からのメッセージです。どうぞ。

本件ツイート①には、原告自身がかつて投稿した以下の2点のツイートの画像(原告の顔写真アイコンを含む。以下「本件画像」という。)が添付されている。また、本件ツイート①をクリックすれば、本件画像を閲覧することができた。

- ・横槍失礼します、見なきゃ良くない?笑
- ・問題じゃないことを問題かのように扱うのやめれば?

なお、原告は、本件ツイート①のとおり本件画像のメッセージを送ったことはない。

イ 本件ツイート②（甲 8）

被告は、同年 2 月 23 日に、ツイッターに以下のとおり投稿した（以下「本件ツイート②」といい、本件ツイート①と併せて「本件各ツイート」という。）。

女性「萌えポスターけしからん」

石川氏「横槍失礼します。見なければいいだけでは？」

女性「女性差別の解消を！」

石川氏「私たちにそんなことをする義理はありません。」

女性「性被害を受けた！ #Metoo！」

石川氏「被害者ぶってんじゃねえよ！」

なお、原告は、本件ツイート②のとおり発言をしたことはない。

(4) ラブライブみかん大使について（甲 9・36 から 38 まで、乙 13）

静岡県内の農業協同組合なんすんは、令和 2 年 2 月頃に、同県沼津市の特産品である西浦みかんを宣伝するに当たり、同市を舞台とするアニメ番組「ラブライブ！サンシャイン!!」の主人公である女性キャラクターを西浦みかん大使として宣伝ポスター（以下「本件ポスター」という。）に起用した。

本件ポスターを巡っては、インターネット等で同女性キャラクターの着衣等を批判する意見が相次いだほか、これに反論する意見も交わされた。

(5) 萌え絵について（甲 21・23 から 28 まで）

萌え絵とは、日本の漫画・アニメ・ゲームなどに特有の絵のことである。

萌え絵を公共の場でポスター等として掲示することに対しては、女性差別

等の観点から批判を受けることがあった。

2 争点

- (1) 本件各ツイートの同定可能性
- (2) 不法行為（名誉毀損・侮辱）の成否
- (3) 原告の損害

3 争点に関する当事者の主張の要点：別紙のとおり

第3 当裁判所の判断

1 本件各ツイートの同定可能性

本件各ツイートの一般の閲覧者において、その対象とする者が原告であると
同定可能かという観点から判断すべきである。

そして、前提事実(1)から(5)まで及び弁論の全趣旨に照らせば、本件各ツイートの一般の閲覧者には、被告フォロワーのほか、フェミニズムや女性差別といったテーマに関心を有する者に加え、本件各ツイートがさらにツイート等されることで閲覧する者も含まれると解される（以下、これらの者を合わせて「本件閲覧者」という。）。

(1) 本件ツイート①には、原告の苗字と同じ「石川」氏のメッセージとして本件画像が添付されている。そうすると、本件閲覧者においては、「石川氏」が原告を指すことは理解可能といえ、同定可能性を認める。

(2) 本件ツイート②の内容は、原告の苗字と同じ「石川」氏が性差別の解消や性被害に関してやり取りしたというものである。そうすると、本件閲覧者においては、「石川氏」がフェミニスト活動家として評価される原告を指すことは理解可能といえ、同定可能性を認める。

2 不法行為（名誉毀損・侮辱）の成否

(1) 名誉毀損（社会的評価の低下）の有無

本件各ツイートが原告の名誉を毀損するかどうかは、本件閲覧者の普通の注意と読み方を基準として、原告の社会的評価を低下させるかという観点か

ら判断すべきである。

なお、本件各ツイート記載の原告のメッセージや発言自体は、原告の過去のツイートなど実際にされたものを前提としている。しかし、本件各ツイートのとおりの文脈において、原告が同メッセージや発言を現実にしたことはなく、本件各ツイートの内容は虚構である。

ア 本件ツイート①は、原告が本件ポスターを巡る騒動に関して本件画像のメッセージを発したという事実を摘示するものと認める。同事実は証拠等をもってその存否を決することが可能な特定の事項と解される。

そして、本件ツイート①は、本件閲覧者の普通の注意と読み方を基準として、原告が本件ポスターに批判する者に対し冷淡で揶揄するような態度をとっているとの印象を与えるものといえる。そうすると、本件ツイート①の内容は、原告がフェミニスト活動家と反する者であるとの印象を与えるもので、フェミニスト活動家として評価される原告の社会的評価を低下させるものと認める。

また、本件ツイート①の内容は虚構であるから、その摘示する事実が真実であるとはいえない。

したがって、本件ツイート①は原告の名誉を毀損する不法行為であり、その違法性を阻却する事情は認められない。

イ 本件ツイート②は、原告が本件ポスターのようなポスターを批判する女性の意見に対し揶揄する意見を述べたという事実、女性差別の解消を求める意見に対し冷淡な態度をとったという事実、及び、性被害を訴える女性に対しその被害を否定して罵声を浴びせたという事実をそれぞれ摘示するものと認める。同事実は証拠等をもってその存否を決することが可能な特定の事項と解される。

そして、本件ツイート②は、本件閲覧者の普通の注意と読み方を基準として、原告が本件ポスターに対し抗議する女性に冷淡で揶揄するような態

度をとる人物であり、女性差別の解消や性被害の深刻さについても冷淡で無理解な態度をとる人物であるとの印象を与えるものといえる。そうすると、本件ツイート②は、原告がフェミニスト活動家と反する者であるとの印象を与えるもので、フェミニスト活動家として評価される原告の社会的評価を低下させるものと認める。

また、本件ツイート②の内容は虚構であるから、その摘示する事実が真実であるとはいえないし、被告が本件ツイート②を投稿後2時間弱で削除したことをもって直ちに違法性が阻却されるともいえない。

したがって、本件ツイート②は、原告の名誉を毀損する不法行為であり、その違法性を阻却する事情は認められない。

(2) 侮辱の有無

名誉感情も法的保護に値する利益であり、社会通念上許される限度を超える侮辱行為は、人格権の侵害として不法行為となる。

本件各ツイートは、原告が女性差別や性被害の深刻さについて冷淡で無理解な態度をとるほか、性犯罪の被害者に対して罵声を浴びせたことを内容とするものといえる。

本件各ツイートの内容は虚構であり、原告のフェミニスト活動家としての言動と反するものである。本件各ツイートの内容は、原告を揶揄してそのフェミニスト活動家としての人格形成について抱く誇りを害するものといえ、それをツイートすることは社会通念上許される限度を超える侮辱行為といふべきである。また、本件各ツイートの内容に照らし、原告がツイッターなどで社会的な発言をしているからといって直ちにこれを受忍すべきとは認められないから、上記認定を左右しない。

したがって、本件各ツイートは原告の名誉感情を侵害する不法行為である。

(3) なお、被告フォロワーをはじめとする被告の発言をよく知る者には、本件各ツイートが原告の過去の発言をモチーフとした風刺であるなどと認識する

者も含まれ得ると解される。

しかし、本件閲覧者はそのような者に限られない。

また、本件閲覧者において、その風刺を原告の発言に対する被告の批判と受け取ることができたとしても、虚構の事実を内容とする本件各ツイートにより原告がフェミニスト活動家と反する者であるとの印象を与える必要があるとは認め難い。

被告において原告の発言を批判するのであれば、被告の考える原告の発言の問題点を直截に指摘すれば足りるというべきであって、これらの点は上記判断を左右しない。

3 原告の損害

本件各ツイートの内容が上記のようなものであることを考慮すると、被告の不法行為によって原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は30万円をもって相当とする。また、弁護士費用として3万円を相当と認める。

そして、不法行為の日である本件ツイート②の投稿の日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金を付する。

第4 結論

よって、原告の請求は、33万円及びこれに対する令和2年2月23日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、その限度で認容して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第5部

裁判官

伊藤孝至 

これは正本である。

令和5年6月13日

東京地方裁判所民事第5部

裁判所書記官 設 楽 裕 己

